

一般社団法人島根県理学療法士会日当の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人島根県理学療法士会（以下「本会」という）が支給する日当に関する定めを示すことを目的とする。

(日当の支給)

第2条 本会会員が、本会主催事業等の運営を行った場合、または、本会会員が会長の命を受けて、その用務遂行のため行動する場合には日当を支給する。

2 上記に限らず、本会会員外に対して、助言等の目的で本会主催の会議等に参加を要請した場合には日当を支給する。

(支給時期)

第3条 日当は、研修会等の実施日に本人へ支払う。ただし、最長6か月間にまとめて本人へ支給することができる。

(日当の単価)

第4条 日当は、以下の表を基に算定する。

算定基準	金額
1日あたり1時間以上4時間未満	500円
1日あたり4時間以上	1,000円

(支給に関して)

- 1) 日当は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2) 日当を支払う場合は、必ず源泉徴収し、内容確認のできる領収書に住所等を明記のうえ、捺印もしくは自筆で署名(拇印は無効とする)をする。
- 3) 主催側または依頼側より支給される場合は本会からの支給はしないものとする。

(算定困難な場合)

- 1) この規程にない事情が生じた場合は、理事会の決議に従うものとする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は理事会の決議をもって行う。

附 則

1. この規程は、平成31年4月1日から適用する。
2. この規定は、令和3(2021)年10月3日から一部修正により施行する